小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護自己点検シート

(1)複数の職員で検討のうえ点検した結果を記載して下さい。(点検結果については，実施後５年間の保管をお願いします。)
(2)判定について該当する項目がないときは，選択肢に二重線を引き，「事例なし」と記入してください。
(3)小規模多機能型居宅介護の基準条例等を基調に作成されていますが，介護予防小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には，介護予防小規模多機能型居宅介護の基準条例に準じて一緒に自主点検してください。
※介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者がいない場合でも，自主点検してください。
利用者がいないため該当する項目がないなどの場合は上の（2）に従って記入してください。
基準条例：総社市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
予防条例：総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	不適	該当なし	確認書類等
Ⅰ　基本方針						
	要介護者について，その居宅において，又はサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，当該拠点において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにしていますか。	基準条例第81条	□	□	□	
	利用者が可能な限りその居宅において，又はサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，当該拠点において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	予防条例第43条	□	□	□	
Ⅱ　人員基準						
従業者の員数等 【日中時間帯】 午前　　時 ～ 午後　　時	(1) 介護従業者のうち，1以上の者は，常勤となっていますか。 常勤（　　名）非常勤（　　名）	基準条例第82条 予防条例第44条	□	□	□	・職員勤務表 ・入居者数等のわかる書類 ・資格証
	(2) 日中の勤務帯において，訪問サービスの提供に当たる者を１以上配置していますか。		□	□	□	
	(3) 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従業者の員数は標準数（利用者の数が3又はその端数を増すごとに1）を満たしていますか。		□	□	□	
	(4) 上記の利用者数は，前年度の平均値としていますか。 ※前年度の通いサービス平均利用者数 （　　名）		□	□	□	
	(5) 介護従業者のうち，1以上の者は，看護師又は准看護師ですか。 ※常勤・非常勤は問われていません。		□	□	□	
	(6) 夜間及び深夜の勤務に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上を確保していますか。 ※宿泊サービスの利用者がいない場合，夜間・深夜の時間帯に利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは，介護従業者を置かないことができる。	基準条例第82条 予防条例第44条	□	□	□	
介護支援専門員	(1) 計画作成担当者は，必要な研修を修了していますか。	基準条例第82条 予防条例第	□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	不適	該当なし	確認書類等
	(2) 介護支援専門員の役職（従業者として従事する場合）と氏名を記入してください。 氏名： 資格有効期間： 年　月 ～ 年　月 役職：		□	□	□	
管理者	(1) 管理者は常勤であり，かつ，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものを置いていますか。 ※ただし管理上支障がない場合は，他の事業所，施設等の職務に従事することは差し支えない。 （兼務職種：　　）	基準条例第83条 予防条例第45条	□	□	□	
	(2) 管理者は，3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験がありますか。		□	□	□	
	(3) 管理者は，必要な研修を修了していますか。		□	□	□	
	(4) 管理者の部署及び役職，氏名を記入してください。 氏名： 部署：　　役職：		□	□	□	
指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	(1) 代表者は，認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者ですか。 ※一律の経験年数の制約は設けられていません。	基準条例第84条 予防条例第46条	□	□	□	
	(2) 代表者は，必要な研修を修了していますか。		□	□	□	
	(3) 代表者の部署及び役職，氏名を記入してください。 氏名： 部署：　　役職：		□	□	□	
Ⅲ　設備基準						
登録定員及び利用定員	(1) 登録定員数が29人以下となっていますか。 登録定員数　（　　人） 通いの定員　（　　人） 宿泊サービスの定員（　　人）	基準条例第85条 予防条例第47条	□	□	□	
	(2) 複数の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に利用者登録を行っている者はいませんか。		□	□	□	
設備及び備品等	(1) 居間，食堂，台所，宿泊室，浴室，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準条例第86条 予防条例第48条	□	□	□	
	(2) 居間及び食堂　居間及び食堂は，機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。		□	□	□	
	(3) 宿泊室は以下の基準を満たしていますか。 ア　一の宿泊室の定員は，1人とする。ただし，利用者の処遇上必要と認められる場合は，2人とすることができるものとする。 イ　一の宿泊室の床面積は，7.43平方メートル以上としなければならない。 ウ　ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は，個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は，おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし，その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ　プライバシーが確保された居間については，ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(4) 設備は，専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものですか。ただし，利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。		□	□	□	
	(5) 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保していますか。		□	□	□	
Ⅳ　運営基準						
内容及び手続の説明・同意	サービスの提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者またはその家族に対し，重要事項に関する規定の概要，介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第9条 予防条例第65条により準用する予防条例第11条	□	□	□	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書
提供拒否の禁止	正当な理由なく介護サービスの提供を拒んでいませんか。	基準条例第108条により準用する基準条例第10条 予防条例第65条により準用する予防条例第12条	□	□	□	・利用申込書 ・申込受付簿
サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し，適切なサービス提供をすることが困難であると認められた場合，指定居宅介護支援事業者への連絡や他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等へ紹介その他の必要な措置を講じていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第11条 予防条例第65条により準用する予防条例第13条	□	□	□	
受給資格等の確認	(1) 提供の開始に際し，利用者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認をしていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第12条 予防条例第65条により準用する予防条例第14条	□	□	□	・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録
	(2) 認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，サービス提供をするように努めていますか。		□	□	□	
要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定の申請が既に行われているかどうかの確認をし，申請が行われていない場合は，申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第13条 予防条例第65条により準用する予防条例第15条	□	□	□	・利用者に関する記録（フェイスシート等）
	(2) 要介護認定等の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行っていますか。		□	□	□	
心身の状況等の把握	サービス提供に当たっては，介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	基準条例第87条 予防条例第49条	□	□	□	・サービス担当者会議の要点の記録
居宅サービス・介護予防サービス事業者等との連携	(1) 居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	基準条例第88条 予防条例第50条	□	□	□	・情報提供の記録 ・指導の記録
	(2) 利用者の健康管理を適切に行うため，主治の医師との密接な連携に努めていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(3) サービス提供の終了に際し，利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに，利用者に係る居宅サービス事業者に情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。		□	□	□	
身分を証する書類の携行	訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示するよう指導していますか。	基準条例第89条 予防条例第51条	□	□	□	・身分証
サービスの提供の記録	サービスを提供した際は，提供日及び内容，地域密着型介護サービス費の額，その他必要な事項を，利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。また，利用者から申し出があった場合は，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供していますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第20条 予防条例第65条により準用する予防条例第21条	□	□	□	
利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	基準条例第90条 予防条例第52条	□	□	□	・領収証控 ・介護給付費請求書及び明細書 ・運営規程 ・利用者に関する記録 ・同意に関する記録
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしていますか。		□	□	□	
	(3) 次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 (1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2)　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は，それに要した交通費の額 (3)　食事の提供に要する費用 (4)　宿泊に要する費用 (5)　おむつ代 (6)　前各号に掲げるもののほか，指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって,その利用者に負担させることが適当と認められるもの		□	□	□	
	(4) (3)の支払いを受ける場合には，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ていますか。		□	□	□	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第22条 予防条例第65条により準用する予防条例第23条	□	□	□	
指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，目的を設定し，計画的に行っていますか。	基準条例第91条 予防条例第66条	□	□	□	・サービス計画書 ・重要事項説明書 ・パンフレット等 ・研修参加状況等がわかる書類 ・利用者に関する記録 ・相談・助言の記録 ・身体的拘束等に関する記録
	(2) 自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い，それらの結果を公表し，常にその改善を図っていますか。		□	□	□	
指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう，地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，通いサービス，訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより，妥当適切に行っていますか。	基準条例第92条 予防条例第53条・第67条	□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し，利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。		□	□	□	
	(3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき，漫然かつ画一的にならないように，利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。		□	□	□	
	(4) 懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供等について，理解しやすいように説明を行っていますか。		□	□	□	
	(5) サービスの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。		□	□	□	
	(6) 身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		□	□	□	
	(7) 身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていますか。 ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		□	□	□	
	(8) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。		□	□	□	
	(9) 登録者が通いサービスを利用していない日においては，可能な限り，訪問サービスの提供，電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。		□	□	□	
	(10) 必要に応じ，利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮していますか。		□	□	□	
居宅サービス計画の作成	(1) 管理者は，介護支援専門員に登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準条例第93条及び，指定居宅介護支援等基準第13条	□	□	□	・居宅サービス計画書 ・アセスメント表 ・主治医の意見書 ・主治医への照会記録 ・居宅介護支援経過 ・モニタリングの記録 ・評価を実施した記録
	(2) 居宅介護支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っていますか。		□	□	□	
	(3) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。 ただし，身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		□	□	□	
	(4) 居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため，利用者の心身又は家族の状況等に応じ，継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。		□	□	□	
	(5) 居宅サービス計画の作成に当たっては，利用者の日常生活全般を支援する観点から，介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス，当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。		□	□	□	
	(6) 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては，利用者によるサービスの選択に資するよう，当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	該当なし	
	(7) 居宅サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。		□	□	□	
	(8) 解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族に面接していますか。また，介護支援専門員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得ていますか。		□	□	□	
	(9) 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき，利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して，当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，提供されるサービスの目標及びその達成時期，サービスの種類，内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。		□	□	□	
	(10) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について，保険給付の対象となるかどうかを区分した上で，当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ていますか。		□	□	□	
	(11) サービス担当者会議の開催により，利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに，当該居宅サービス計画の原案の内容について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めていますか。ただし，利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により，主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。		□	□	□	
	(12) 居宅サービス計画を作成した際には，当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。		□	□	□	
	(13) 居宅サービス計画の作成後，居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い，必要に応じて居宅サービス計画の変更，指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。		□	□	□	
	(14) 利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。		□	□	□	
	(15) 実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っていますか。 イ　少なくとも1月に1回，利用者に面接すること。 ロ　イの規定による面接は，利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし，次のいずれにも該当する場合であって，少なくとも2月に1回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接するときは，利用者の居宅を訪問しない月においては，テレビ電話装置等を活用して，利用者に面接することができるものとする。 （1）　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて，文書により利用者の同意を得ていること。 （2）　サービス担当者会議等において，次に掲げる事項について主治の医師，担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (i)　利用者の心身の状況が安定していること。 (ii)　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii)　介護支援専門員が，テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について，担当者から提供を受けること。 ハ　少なくとも一月に一回，モニタリングの結果を記録すること。		□	□	□	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(16)	サービス担当者会議の開催により，居宅サービス計画の変更の必要性について，担当者から，専門的な見地からの意見を求めていますか。ただし，やむを得ない理由がある場合については，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 イ　要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ロ　要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		□	□	□	
	(17)	適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても，利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には，介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。		□	□	□	
	(18)	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には，居宅における生活へ円滑に移行できるよう，あらかじめ，居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。		□	□	□	
	(19)	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては，その利用の妥当性を検討し，当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに，必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し，継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で，継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。		□	□	□	
	(20)	利用者が訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には，利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。また，居宅サービス計画を作成した際には，当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。		□	□	□	
	(21)	居宅サービス計画に訪問看護，通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては，当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし，医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては，当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは，当該留意点を尊重してこれを行っていますか。		□	□	□	
	(22)	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては，利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし，利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。		□	□	□	
法定代理受領サービスに係る報告		毎月，国民健康保険団体連合会に対し，居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。	基準条例第94条 予防条例第54条	□	□	□	
利用者に対する居宅(介護予防)サービス計画等の書類の交付		登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には，当該登録者に対し，直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	基準条例第95条 予防条例第55条	□	□	□	
小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1)	介護支援専門員に，小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準条例第96条	□	□	□	・小規模多機能型居宅介護計画書 ・利用者に関する記録
	(2)	小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては，地域における活動への参加の機会が提供されること等により，利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(3) 利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上，援助の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに，これを基本としつつ，利用者の日々の様態，希望等を勘案し，随時適切に通いサービス，訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。		□	□	□	
	(4) 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ていますか。		□	□	□	
	(5) 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には，当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。		□	□	□	
	(6) 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても，常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い，必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。		□	□	□	
介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ，利用者の自主性を保ち意欲的に日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行われていますか。	基準条例第97条 予防条例第68条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・小規模多機能型居宅介護計画書・提供記録 ・職員勤務表
	(2) 利用者の負担により，利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		□	□	□	
	(3) 利用者の食事その他の家事等は，可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。		□	□	□	
社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保，その他利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	基準条例第98条 予防条例第69条	□	□	□	・サービス提供の記録
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て，代わって行っていますか。		□	□	□	
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。		□	□	□	
利用者に関する市への通知	(1) 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより，要介護等状態の程度を増進させたと認められる時は，その旨を市に通知していますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第28条 予防条例第65条により準用する予防条例第24条	□	□	□	・市への通知
	(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとした時は，その旨を市に通知していますか。		□	□	□	
緊急時等の対応	(1) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準条例第99条 予防条例第56条	□	□	□	
管理者の責務	管理者は，介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 また，介護従業者に規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第59条の11 予防条例第65条により準用する予防条例第26条	□	□	□	・組織図 ・運営規程

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種，員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④登録定員並びに通い・宿泊サービスの利用定員 ⑤介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	基準条例第100条 予防条例第57条	□	□	□	・運営規程
勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し，適切な指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第59条の13 予防条例第65条により準用する予防条例第28条	□	□	□	・雇用契約書 ・勤務体制一覧表 ・委託契約書 ・研修受講修了証明書 ・研修計画，出張命令 ・研修会資料
	(2) 介護従業者の資質向上のために，その研修の機会を確保していますか。		□	□	□	
	(3) 医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し，認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
	(4) 職場において行われるハラスメント（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	基準第109により準用する基準条例第32条2	□	□	□	・業務継続計画 ・訓練記録等 ・研修報告書等研修資料
	(2) 従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。		□	□	□	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		□	□	□	
定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えていませんか。 ただし，利用者の容態や希望等により特に必要と認められる場合は，一時的に利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお，災害その他やむを得ない事情がある場合も，この限りでない。	基準条例第101条 予防条例第58条	□	□	□	
非常災害対策	利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ，想定される非常災害の種類ごとに，その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っていますか。 (1) ※今年度における訓練実施状況（実施予定含む） 実　施　日　　年　　月　　日 利用者の参加　　有　・　無 消防の立会い　　有　・　無 防火管理の責任者 （氏名：　　）	基準条例第102条 予防条例第59条	□	□	□	・非常災害対策計画 ・非常災害時の連絡体系図等 ・訓練記録 ・消防計画 ・防火管理者選任届 ・消防計画に準ずる計画
	(2) 訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう日頃から連携に努めるとともに，老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めていますか。		□	□	□	
協力医療機関等	(1) 主治の医師との連携を基本としつつ，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めていますか。	基準条例第103条 予防条例第	□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	60条	□	□	□	
	(3) サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		□	□	□	
衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第59条16 予防条例第65条により準用する予防条例第31条	□	□	□	・定期消毒の記録等 ・食中毒防止等の記録等 ・指導等に関する記録 ・衛生管理に関する指針・ﾏﾆｭｱﾙ等 ・研修記録 ・対応記録
	(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っていますか。		□	□	□	
	(3) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。		□	□	□	
	(4) 従業者に対し，感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		□	□	□	
掲示	(1) 事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え付けることによりいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第34条 予防条例第65条により準用する予防条例第32条	□	□	□	・掲示場所確認
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。		□	□	□	
秘密保持等	(1) 従業者が，正当な理由なく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準条例第108条により準用する基準条例第35条 予防条例第65条により準用する予防条例第33条	□	□	□	・就業時の取り決め等の記録
	(2) 当該事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
	(3) サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ていますか。		□	□	□	
広告	広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準条例第108条により準用する基準条例第36条 予防条例第65条により準用する予防条例第34条	□	□	□	
指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し，要介護（要支援）被保険者に対して当該事業所の利用者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準条例第108条により準用する基準条例第37条 予防条例第65条により準用する予防条例第35条	□	□	□	
苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第38条 予防条例第65条により準用する予防条例第36条	□	□	□	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・調査に関する記録 ・指導等に関する記録 ・改善内容に関する報告
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録していますか。		□	□	□	
	(3) 提供したサービスに関し，市が行う文書その他の物件の提出等に応じ，及び市が行う調査に協力するとともに，市から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	(4) 市からの求めがあった場合には(4)の改善の内容を市に報告していますか。		□	□	□	
	(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して，国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		□	□	□	
	(6) 事業者は，国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		□	□	□	
調査への協力等	提供したサービスに関し，利用者の心身の状況を踏まえ，妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに，市から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準条例第104条 予防条例第61条	□	□	□	
地域との連携等	(1) サービスの提供に当たっては， 利用者， 利用者の家族，地域住民の代表者，市の職員又は地域包括支援センターの職員，（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第59条の17 予防条例第62条	□	□	□	・地域交流に関する書類 ・市等の行う事業に関する書類 ・運営推進会議の記録
	(2) 運営推進会議をおおむね２月に１回以上開催し，活動状況を報告しその評価を受けるとともに，必要な要望，助言等を聴く機会を設けていますか。		□	□	□	
	(3) 運営推進会議で出された報告，評価，要望，助言等についての記録を作成し，これを公表していますか。		□	□	□	
	(4) 事業の運営に当たっては，サービス提供に関する利用者からの苦情に関して，市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。		□	□	□	
	(5) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		□	□	□	
	(6) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。		□	□	□	
居住機能を担う併設施設等への入居	(1) 可能な限り，利用者が居宅において生活を継続できるよう支援していますか。また，利用者がその他の施設へ入所等を希望した場合は，円滑にそれらの施設に入所等が行えるよう，必要な措置を講ずるよう努めていますか。	基準条例第106条 予防条例第63条	□	□	□	
	(2) 業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。	基準条例第106条の2 予防条例第63条の2	□	□	□	
事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により，事故が発生した場合は，市，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第40条 予防条例第65条により準用する予防条例第37条	□	□	□	・事故に関する記録 ・研修の記録
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。		□	□	□	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っていますか。		□	□	□	
虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っていますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第40条の2 予防条例第65条により	□	□	□	・指針 ・研修記録
	(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備していますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	不適	該当なし	確認書類等
	(3) 従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	準用する予防条例第37条の2	□	□	□	
	(4) （1）～（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 （担当者名：　　）		□	□	□	
会計の区分	小規模多機能型居宅介護事業の会計とその他の事業との会計を区分していますか。	基準条例第108条により準用する基準条例第41条 予防条例第65条により準用する予防条例第38条	□	□	□	
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会	当該事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催していますか。（令和９年３月３１日までは努力義務）	基準条例第106条の2	□	□	□	・委員会の記録
記録の整備	(1) 従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準条例第107条 予防条例第64条	□	□	□	・職員名簿 ・履歴書等 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・サービス計画書 ・提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・市への通知の記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存していますか。 ①（介護予防）居宅サービス計画 ②小規模多機能型居宅介護計画 ③提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④身体拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤利用者に関する市への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧運営推進会議から出された報告，評価，要望，助言等の記録		□	□	□	
Ⅴ　変更の届出等						
変更の届出等	事業者は，当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき，又は休止した事業を再開したときは，10日以内にその旨を市町村長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所 ③申請者の定款，寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名，生年月日，住所 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容(協力歯科医療機関があるときはこれを含む) ⑧介護老人福祉施設，介護老人保健施設，病院等との連携体制及び支援体制の概要 ⑨地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑩役員の氏名，生年月日及び住所 ⑪介護支援専門員の氏名及びその登録番号 事業所は，当該指定サービス事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その1月前までに，その旨を市町村長に届け出ていますか。	介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の13第1項第4号	□	□	□	・変更届書類
Ⅵ　介護給付費の算定及び取扱						
身体拘束廃止未実施減算	(1) 指定地域密着型サービス基準第73条第６号及び第７号を満たさない場合は所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。		□	□	□	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録 ・介護給付費請求書

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	指定地域密着型サービス基準第73条第６号及び第７号 ・ 身体的拘束等を行う場合に，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		□	□	□	・介護給付費明細書
	・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってること。		□	□	□	
	・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。		□	□	□	
	・ 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		□	□	□	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算として，以下の項目を遵守できていない場合には所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 (1) ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果を従業者へ周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針の整備すること。 ・虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記３項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （担当者名：　　）		□	□	□	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録
業務継続計画未策定減算	(1) 業務継続計画未策定減算として，所定単位数の100/１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。		□	□	□	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画
	(2) 感染症や非常災害の発生時において，利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
初期加算 30単位（1日につき）	登録した日から起算して30日以内の期間の算定ですか。		□	□	□	
認知症加算【共通】	１月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。ただし，（１），（２）又は（３）のいずれかの加算を算定している場合は，その他の加算は算定しない。 認知症加算（Ⅰ）　920単位 認知症加算（Ⅱ）　890単位 認知症加算（Ⅲ）　760単位 認知症加算（Ⅳ）　460単位		□	□	□	
利用者等告示・三十八	【認知症加算（Ⅰ），（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定すべき利用者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 【認知症加算（Ⅳ）を算定すべき利用者】 要介護状態区分が要介護二である者であって，周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	該当なし	
認知症加算（Ⅰ）	(1) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を，事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては１以上，対象者の数が20人以上である場合にあっては１に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し，チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。		□	□	□	
	(2) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。		□	□	□	
	(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し，事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。		□	□	□	
	(4) 当該事業所における介護職員，看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し，当該計画に従い，研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。		□	□	□	
認知症加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）の基準(1)及び(2)のいずれにも該当していますか。		□	□	□	
認知症加算(Ⅲ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ,Ⅳ又はMに該当する利用者を指す）に対しての算定ですか。		□	□	□	
認知症加算(Ⅳ)	要介護状態区分が要介護2である者であって，周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指す）に対しての算定ですか。		□	□	□	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(1) 医師が，認知症の行動・心理症状が認められるため，在宅での生活が困難であり，緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると医師が判断した者に対し，指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は，利用を開始した日から起算して７日を限度として，１日につき200単位を所定単位数に加算していますか。		□	□	□	
若年性認知症利用者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして，若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は，１月につき800単位数を加算していますか。ただし，認知症加算を算定している場合は，算定しない。		□	□	□	
利用者等告示・三十八	受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。					
看護職員配置加算【共通】	当該施設基準に掲げる区分に従い，１月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。ただし，この場合において，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 看護職員配置加算（Ⅰ）　900単位 看護職員配置加算（Ⅱ）　700単位 看護職員配置加算（Ⅲ）　480単位		□	□	□	
看護職員配置加算(Ⅰ)	専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を１名以上配置していますか。		□	□	□	
看護職員配置加算(Ⅱ)	専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を１名以上配置していますか。		□	□	□	
看護職員配置加算(Ⅲ)	看護職員を常勤換算方法で１名以上配置していますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
看取り連携体制加算	(1) 看取り期におけるサービス提供を行った場合は，看取り連携体制加算として，死亡日及び死亡日以前30日以下について１日につき64単位を死亡月に加算していますか。ただし，この場合において，看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していない場合は，算定しない。		□	□	□	
	(2) 看護師により24時間連絡できる体制を確保していますか。		□	□	□	
	(3) 看取り期における対応方針を定め，利用開始の際に，登録者又はその家族等に対して，当該対応方針の内容を説明し，同意を得ていますか。		□	□	□	
	(4) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対して算定していますか。		□	□	□	
	(5) 看取り期における対応方針に基づき，登録者の状態又は家族の求め等に応じ，介護職員，看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け，同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け，同意した上でサービスを受けている者を含む。）に対して算定していますか。		□	□	□	
訪問体制強化加算	(1) 登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は，訪問体制強化加算として，１月につき1,000単位を加算していますか。		□	□	□	
	(2) 訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する訪問サービスをいう。）の提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置していますか。		□	□	□	
	(3) 算定日が属する月における提供回数について，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が１月当たり200回以上ですか。ただし，指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅を併設する場合は，登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費のイ（１）を算定する者の占める割合が50/100以上であって，かつ，イ（１）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が１月当たり200回以上であること。		□	□	□	
総合マネジメント体制強化加算【共通】	(1) 利用者に対し，指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，１月につき所定単位数を加算していますか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）1,200単位 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）　800単位		□	□	□	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ，随時，介護支援専門員，看護師，准看護師，介護職員その他の関係者が共同し，小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていますか。		□	□	□	
	(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう，日常的に地域住民等との交流を図り，利用者の状態に応じて，地域の行事や行動等に積極的に参加していますか。		□	□	□	
	(3) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していますか。		□	□	□	
	(4) 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。 （一）地域住民等との連携により，地域資源を効果的に活用し，利用者の状態に応じた支援を行っていること。 （二）障害福祉サービス事業所，児童福祉施設等と協働し，地域において世代間の交流を行っていること。 （三）地域住民等，他事業所等と共同で事例検討会，研修会等を実施していること。 （四）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	加算(Ⅰ)の基準(1)及び(2)のいずれにも該当していますか。		□	□	□	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	介護支援専門員が，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき，生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し，当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは，初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に，100単位を加算していますか。		□	□	□	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	利用者に対して，指定訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，指定訪問リハビリテーション，指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により，当該医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い，かつ，生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって，当該医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士と連携し，当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは，初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降３月の間，１月につき200単位を加算していますか。ただし，生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は，算定しない。		□	□	□	
口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に，１回につき20単位を加算していますか。ただし，当該利用者について，当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。		□	□	□	
	(2) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い，当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。		□	□	□	
	(3) 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い，当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。		□	□	□	
科学的介護推進体制加算	(1) 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして，利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は，１月につき40単位を所定単位数に加算していますか。		□	□	□	
	(2) 利用者ごとのＡＤＬ値，栄養状態，口腔（くう）機能，認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を，厚生労働省に提出していますか。		□	□	□	
	(3) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど，指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって，(2)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
サービス提供体制強化加算【共通】	イについては１月につき，ロについては１日につき，次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) イを算定している場合 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640単位 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位 ロを算定している場合 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 25単位 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 21単位 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 12単位		□	□	□	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	(1) 全ての介護従業者に対し，小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し，研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。		□	□	□	
	(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していますか。		□	□	□	
	(3) 次のいずれかに適合していますか。 （一） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち，介護福祉士の占める割合が70/100以上であること。 （二） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち，勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上であること。		□	□	□	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	(1) 介護従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち，介護福祉士の占める割合が50/100以上ですか。		□	□	□	
	(2) 加算（Ⅰ）の要件中，（1）及び（2）に該当していますか。		□	□	□	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(1) 次の①～③のいずれかに該当していますか。 ①介護従業者の総数のうち,介護福祉士の占める割合が40/100以上であること。（看護師・准看護師除く） ②介護従業者の総数のうち，常勤職員の占める割合が60/100以上であること。 ③介護従業者の総数のうち，勤続年数7年以上の者の占める割合が30/100以上であること。		□	□	□	
	(2) 加算（Ⅰ）の要件中，（1）及び（2）に該当していますか。		□	□	□	
生産性向上推進体制加算【共通】	(1) １月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位		□	□	□	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において，次に掲げる事項について必要な検討を行い，及び当該事項の実施を定期的に確認していますか。 (一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下，「介護機器」という。）を活用する場面における利用者の安全及びケアの質の確保 (二)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三)介護機器の定期的な点検 (四)業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修		□	□	□	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がありますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	不適	該当なし	確認書類等
	(3) 介護機器を複数種類活用していますか。		□	□	□	
	(4) (1)の委員会において，職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い，当該検討を踏まえ，必要な取組を実施し，及び当該取組の実施を定期的に確認していますか。		□	□	□	
	(5) 事業年度ごとに（１），（３）及び（４）の取組に関する実績を厚生労働省に報告していますか。		□	□	□	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	(1) 加算（Ⅰ）の基準(1)に適合していますか。		□	□	□	
	(2) 介護機器を活用していますか。		□	□	□	
	(3) 事業年度ごとに(1)及び(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告していますか。		□	□	□	
介護職員等処遇改善加算						
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ・ロ共通						
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		□	□	□	
	1 介護職員処遇改善加算の算定額を上回る介護職員の賃金改善を実施すること。		□	□	□	
	2 １の賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し，市に届け出ていること。		□	□	□	
	3 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		□	□	□	
	（１）【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の２分の１以上に相当する額以上を，基本給又は毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てている。		□	□	□	
	（２） 【キャリアパス要件Ⅰ】 （任用要件・賃金体系の整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際における職位，職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位，職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し，全ての介護職員に周知していること。		□	□	□	
	（３）【キャリアパス要件Ⅱ】 （研修の実施等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し，当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 イ アについて，全ての介護職員に周知していること。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 該当なし	確認書類等
	（４）【キャリアパス要件Ⅲ】　（昇給の仕組みの整備等） 次に掲げる要件の全てに適合すること ア　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 イ　アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し，全ての介護職員に周知していること。		□	□	□	
	（５）【キャリアパス要件Ⅳ】　（改善後の年額賃金要件） 「経験・技能のある介護職員」のうち１人以上は，賃金改善後の賃金の見込み額が年額４４０万円以上であること（加算等による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上の者を除く。）。		□	□	□	
	（６）【キャリアパス要件Ⅴ】　（介護福祉士の配置等要件） サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定していること。		□	□	□	
	（７）【職場環境等要件】 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。		□	□	□	
	4　事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し，市に提出していること。		□	□	□	
	5　賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに，就業規則等の内容についても職員に周知すること。		□	□	□	
	6　労働基準法等を遵守すること。		□	□	□	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ						
	【令和８年度特例要件】 サービス類型ごとに以下のいずれかを行っていること。 ①ケアプランデータ連携システムを利用している ②生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定 ③介護サービス事業所等が所属する法人が，社会福祉連携法人に所属していること。		□	□	□	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ・（Ⅱ）ロ　共通						
	加算（Ⅰ）イ・（Ⅰ）ロ　共通の１から２，４から６に加え，３（１）から（５）及び（７）の要件をすべて満たすこと。		□	□	□	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ						
	加算（Ⅰ）ロの【令和８年度特例要件】を満たしていること。		□	□	□	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）						
	加算（Ⅰ）の１から２，４から６に加え，３（１）から（４）及び（７）の要件をすべて満たすこと。		□	□	□	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）						
	加算（Ⅰ）の１から２，４から６に加え，３（１）から（３）及び（７）の要件をすべて満たすこと。		□	□	□	